

令和6年10月11日

一般社団法人播磨自然高原クラブ  
丸山哲男理事 ほか理事 様

一般社団法人播磨自然高原クラブ  
代表理事 岡庭 晋



## 通告書（理事会議事録に記載の議案のこと）

令和6年9月21日に行われた「理事会」については、その運営が法人の規程に著しく反しており、理事会の円滑な運営を阻害するものである旨、すでに10月3日付の「通告書（理事会のこと）」にて正式に通告している。加えて、山上理事が自身で記録したと回答している映像の提出要求にも一切応じられていない現状に鑑みると、この**理事会の開催自体が虚偽**である可能性が極めて高いと判断せざるを得ない。

仮に、この理事会の開催が有効であったとしても、決議には重大な瑕疵が存在しており、以下に示すとおり、**その決議は法的に無効であることをここに強く通告する。**

### 記

1. 本理事会は定款第31条第2項に基づき、招集権者でない理事の請求による理事会招集である。理事が招集請求する場合は、同第2項の定めにより「理事会の目的である事項を示す」ことが必要である。この請求を根拠として開催された理事会の審議は、請求時に示した目的である事項の範囲に留まるものでなければならず、それに含まれていない**議案の決議は無効**である。

ちなみに、請求時に示した目的である事項は決議もされていなければ、審議もされておらず、請求時に示した目的以外の事項について審議及び決議がされているに過ぎない。そして、請求時に示した目的以外の事項は、すべて当日の動議という形で示されたものであり、そもそもの招集権者でない理事の招集請求自体、本来の目的を伏せた形式的なものに過ぎず、その目的に審議に悖る意図があったと言わざるを得ず、そういった招集請求自体権利の濫用として無効であり、その招集請求を前提とするその後理事会招集通知及び理事会もまた無効と言わざるを得ない。

## 2. ①の緊急動議第1号議案（1）について

社員総会は社員全員が法人の運営に関する議題を公正かつ透明に審議する場であり、その決議においては、社員の意思が平等に反映されなければならない。これまでの社員総会において、「白紙委任状」は総会議長を代理人とする形で運用され、議長の中立的な立場がその公平性を担保してきた。この制度は社員総会の公正性を守る上で不可欠なものであり、その変更を理事会の決議に委ねることは、社員の意思を軽視し、理事会が恣意的に権力を行使することを可能にするものである。

この緊急動議の議案は明らかに不当であり、極めて恣意的なものである。特に、**社員総会の議長である代表理事の権限を制限しようとする動きは、個人攻撃に他ならない。**社員総会の議長は、法的にその立場を保証されているにもかかわらず、この改正によって議長の権限を奪おうとすることは、法の趣旨に反する行為である。

さらに、理事会による決議に基づく運用が誤った場合、その責任は極めて不透明であり、理事会自体の正当性にも重大な疑義が生じることになる。**理事会は、あくまで法に定める「法人の業務執行の決定をする」立場であり、社員総会における議決権を優越する権限を持つものではない。**それにもかかわらず、この改正案は理事会の権限を不当に拡大し、社員総会の公正な運営を妨げるものと言わざるを得ない。

## 3. ①の緊急動議第1号議案（2）について

議長は定款第20条に定めがあり「社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。」とされている。その定め反する事項を定款施行規則で定めることはできないことから、**当該決議は無効である。**

## 4. 1頁の①の緊急動議第1号議案（3）について

過去、理事及び監事の解任は、令和2年7月に理事解任決議された事だけである。

仮に、この過去の解任決議に基づいて何らかの措置を取ろうとしているのであれば、それは憲法に保障された「**遡及刑罰の禁止**」（憲法第39条）に違反する行為であり、法的に無効である。

憲法は、過去に行われた行為を理由に新たな法的措置を課すこと、特に刑罰的な意味を含む制裁を遡及的に適用することを厳しく禁じている。

## 5. ①の緊急動議第1号議案（4）について

理事会の傍聴は、透明性の確保のため、令和5年から傍聴者を許可してきた。元々、当該緊急動議の提案者が傍聴を提案してきたものである。

この場に及んで理事会の傍聴を阻害するのは、公開できない、公開すると

不利になることを策していると思われる。透明性を著しく失う行為であり、さらなる混乱を招く行為である。

6. ①の緊急動議第2号議案について

代表理事は理事会の議案提案権を有しているが、法第93条に定めるとおり、他の理事も同様に議案提案権を有している。

当該議案では、代表理事の事業計画及び収支予算の作成と理事会の承認を受ける義務があると断言しているが、上記の理由から代表理事ほかの理事らの責任でもある。とりわけ令和6年度の事業計画及び収支予算については、岡庭代表理事が繰り返し理事会招集通知を出したにも関わらず、丸山理事、澤理事、岸波理事、山脇理事及び仁木島理事が招集に応じなかったため、理事会で決議が取れなかったことが原因であり、その責任は重いものである。

7. ①の緊急動議第3号議案について

当該議案は吉田弁護士に訴訟の経過報告を求めるものであるが、過去、丸山理事（弁護士）が高原クラブの訴訟代理人に選任されていた時は一切の報告もなく、理事会の決議も得ずして勝手に提訴し訴訟を進めていた。このことから、丸山理事（弁護士）は訴訟代人を解任された。この不適正行為を棚に上げての提案であることを指摘しておく。

8. ①の緊急動議第4号議案について

不信任決議とは、国会や地方自治体の議会において首長への不信任を示す議決であり、その効果（強制力）は明確に法律で規定されている。

しかしながら、一般社団法人である高原クラブが、所掌される一般社団法人及び財団法人において、不信任決議に関する規定は存在しない。

加えて、議事録の内容によれば、「・・・業務運営を行わないことを求める」とあり、強制力のない要請であることは疑いようがない。

9. ①の緊急動議第5号議案について

本理事会の決議は無効であることから、会員、社員に向けて、無効である決議をあたかも有効であるかのように誤った情報を伝えることは、極めて重大な責任を伴う行為であることを強く警告する。

10. ①の緊急動議第6号議案について

理事会を招集する場合、法律、定款の定めにより招集するよう通告する。

1 1. ②の緊急動議の第1号議案から第3号議案について

第1号議案及び第2号議案は、令和2年11月2日に開催の臨時社員総会で議決された改正を復活する議案である。社員総会の議決を覆すものであり覆す必要性など相当理由が示されておらず、社員総会の決議を軽んじる暴挙であり、極めて不適正な提案である

さらに、第3号議案も、令和4年2月5日の理事会で決議された改正を覆すものであり、こちらについても相当な理由が全く示されていない。理事会の決議を軽視し、法人の信頼性を損なう不適切な行為であると指摘せざるを得ない。

提案者である山上、壺坂、岩田理事は、即刻、議案を取り下げ、相当理由があるのか否か再整理するよう強く求める。

これら上記の不当な議案は、社員の意思を無視し、法人の秩序を乱す行為であり、断じて容認できない。

以上